

第二十七回 参議院大蔵委員会會議録第四号

昭和三十三年十一月十二日(火曜日)午前十時十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 豊田 雅孝君
理事 木内 四郎君
西川 甚五郎君
江田 三郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
木暮武太夫君
塩見 俊二君
土田国太郎君
増原 恵吉君
宮澤 喜一君
山本 米治君
栗山 良夫君
椿 繁夫君
野溝 勝君
杉山 昌作君
前田 久吉君

国務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君
通商産業大臣 前尾繁三郎君

政府委員

大蔵政務次官 白井 勇君
大蔵省主税局長 原 純夫君
大蔵省為替局長 石田 正君
通商産業省通商局長事務代理 杉村正一郎君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
会専門員

第五部

大蔵委員会會議録第四号

昭和三十三年十一月十二日【参議院】

本日の會議に付した案件
○たばこ耕作者の耕作権保障等に関する請願(第三七八号)(第三七九号)(第三八〇号)(第三八一号)(第三八二号)(第三八三号)

○租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(豊田雅孝君) これより委員會を開会いたします。
昨日の委員會において決定を留保いたしましたたばこ耕作者の耕作権保障等に関する請願を議題といたします。
速記中止。

○委員長(豊田雅孝君) 速記開始。
本件を採択することに決して御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認めます。よつてさよう決しました。
○委員長(豊田雅孝君) 次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案
以上二案を便宜一括して議題として質疑を行います。

○江田三郎君 租税特別措置法の内容はせんだつて来いろいろ質疑応答がなされ、私もそれを聞いておつたのですが、率直に言つて、これは最近のいわゆる外貨危機、こういうところに便

乗した、きわめて慎重を欠いた法案ではないかという印象を受けるわけですね。主税局長は主計局に長いことおられて、私も長いつき合ひで、なかなか筋の通つた方のある人として、われわれも敬意を払つてきたわけなんです。そのわれわれが今までつき合つた主税局長の人柄から考えると、どうもこういうものに賛成されるはずはないのじゃないかというふうに思われるのですが、そういう便乗法案ではないかという私の印象が間違つておるなら、主税局長本来の人柄に立ち返つて聞かしていただきたい。

○政府委員(原純夫君) 大へんお答えのむずかしい御質問でございます。特別措置を抜きます場合には、いつも税負担の公平という問題と、それから特定の政策目的のために軽減あるいは免除するという必要と、この二つのものをどう調和させるかという問題にいつもぶつかつておるわけでありまして、その際私一般的な腰のかまえては、税負担そのものは相当にまだ重いということがございますから、その一般的な軽減というところに努めたいという気持を相当強く持つております。しかしながら一方で政策的な要請というものがある場合々々によりましてかなりあるものであります。それらをはかりにかけ

て結論を出すというのは非常にむずかしい問題でありますから、間違ひはないといふことは保しがたいといふふうに思ひます。そういう意味でいろいろ御議論があるというのはまことにやむ

を得ないと申しますか、ごもつともなことだと思ひます。今般の場合におきまして、もちろんそういう意味の問題点は感じながら仕事をいたしましたけれども、特別措置全般の系列の中で、常々私もそういう意味で何と申しましようか、必要の濃淡、厚薄というやうなものをやはり常々考えなければならぬ立場におります。そういう意味で考へております面から申しまして、輸出所得の控除というのは割合私ども優先順位が強いというふうに思つております。それが一つと、そこで春以来の外貨収支の鈍調を契機としての総合対策を急遽とつたという状態になりました。その必要性といふことを考えあわせまして、やはりこの程度のことは必要ではないかといふふうに結論を下したわけでありまして、結論にいくのに数字的な支点がなないものでありますから、まことに御納得になりにくい、本来こういう問題についての御判断にいろいろお立場、お立場で意見の分れてくるような問題でありますので、びたりと御説明しにくいのですが、そういうやうなことで今回の措置をとらうといふふうに政府としては考へた次第でございますので、御了承願ひたいと思ひます。

○江田三郎君 大臣こられて、栗山委員の方から大臣に質問がある予定になつていますから、私は予定外ですが申しませんが、ただ一言だけ主税局長に申し上げておきたいことは、たとえば輸出実績が前年度より非常に上

回つてくるのだ、そういうときにこの特別措置を広げていくというなら話はわかりますけれども、今度のような内容といふものはどう考へたつておかしなものであつて、今の答弁を聞いておりましたも、どうも私ははなはだ残念ですけれども、今まで原局長がやつてこられた仕事ぶり、あるいは態度といふやうなことから、非常にほめてきたといふふうに思ふのです。来年度の予算編成といふことは非常に重要な問題を含んでくるので、なかなか筋の通つた話ばかりは出てこない。そういうときに、あなた方がなさる役割といふものには私も大きな期待をしてゐるわけであつて、あまり局長になられて、八方円満にいかれるのもはめたことではない場合もあるのではないかと思ひますので、今回のことは、私はどうも今の説明では納得できないといふことだけ申し上げておきます。

○平林剛君 大蔵大臣が見えましたが、ただいまの法律案につきまして若干質問をいたしたいと思ひます。
最初に大蔵大臣にお尋ねいたしますが、政府には輸出振興政策としていろいろものがあるか、所管大臣ではありませぬけれども、大蔵大臣として政府の重要な地位におられるわけでありまして、輸出振興政策の概要について御説明を願ひたいと思ひます。なぜ私がこんなことを申し上げるかといふと、ただいま提案されてゐる法律案は、輸出振興のための措置であると説明をされておるわけでありまして、しか

し私どもが今議會でこの法律案を検討いたしてみますと、輸出所得の特別控除制度は昭和二十八年に創設されましたから何回か拡充をされて、今日ではその減税額は百億円近くに上つておる。従来までの減税額は約七十八億と説明がありましたし、今回提案された法律案によるとさらに二十四億円の減税になる。このように輸出所得の特別控除制度が拡充をされて、相当部分の税の減収をきたしているということ

せんけれども、租税の特別措置によつて百億円使つておる。しかしその他の輸出振興政策においてもこれだけの予算をかけて、政府は国の基本政策として熱心にやつておるのだ、こういうことが単純比較の上からも明らかに成るのではないだろうか、そう思うわけでありまして、できればそれに要する経費についてもこの際お聞かせ願いたいと思つております。これが第一であります。

○國務大臣(一萬田尚登君) 輸出振興

は、逆の立場からみると、政府の輸出振興政策が税法上の特典でカバリーをされ、あるいは税法上の特別に類した輸出振興政策をやつてゐるのではないだろうかという誤解を生れてゐるわけでありまして、そこで、政府にはいやすうでないのだ、あくまでこの輸出振興の政策として税に類する部分はその一端であつて、そのほかにはこれこれのものがあるから、われわれは租税の原則を破つても、この際その一助としてこうやろうと考へて提案したのであるという説明を、私は大臣から聞きたいのであります。そうでないという、今日税制全般についてかなり鋭い批判があり、租税の原則を常に政策によつて破つてゐるという声がかかなり強いのであります。そこで私が申し上げたような趣旨で、政府にはこればかりでなく、これこれの輸出振興政策があるのだ、そういう説明を聞いて国民全般に納得をしてもらつたらどうだろうか、私はそう思うので、大蔵大臣に政府の輸出振興政策をお尋ねするわけでありまして、同時に、できればその他の輸出振興政策で、政府が予算的にどの程度の援助をしてゐるか、つまり金額で比較するのは単純比較で適當でないかもしれま

が、特に大蔵大臣の立場をいたしましては、物価を国際水準に安定をさせるということが基本であることは申すまでもありません。従つてそういう財政金融政策をとるのでありますから、要するに特に今後、輸入力が非常に減退をいたしております関係から、輸入による原料によつてできた製品をなるべく輸出に向けるように、国内消費に充てないよう、言いかえれば一方において貯蓄を非常に奨励をいたしまして、国内の消費を妥當なところを押えていくということが、実は基本的なものになると考へております。その他につきましてもいろいろと輸出振興策があるものであります。これはそういう基本が確立した上で十分確立して、その上さらに、今日の国際情勢、特に競争力のはげしい貿易面についていろいろと輸出が振興するのであり、ある意味において当面の施策というものが立つております。税法上の優遇、あるいはまた輸出保険の金額の拡大、あるいはまた輸出金融について金利上の優遇の措置をとる。あるいはまたブラン

ト輸出に特別な延べ払いを設けて輸出をする、こういう各種のものを総合的にやる、こういうことであります。特に今ここで問題になっております輸出所得の特別控除制度であります。これは私も非常にやはり考慮を加へたわけでありまして、これが単に輸出業者の経理をよくする、それにとどまるといふことがあつては、これは相ならぬのであります。今日の貿易商社の海外等における各般の拡充に對して、いろいろと競争をしていくという上において、こういうことを考へてそして輸出を奨励させる、こういう見地に立つておるのであります。税の原則的な論議からいたしまして、いろいろと御意見もあらうと思つてあります。が、当面特に輸出を増加せしめる金融もつてやるという意味から、特に御審議を願つておるので、御承認を得たいと、かように考へます。

○平林剛君 私の質問に對してまづきり答へになつていない。これは栗山委員もおみえになりましたから、その方面から質問があると思つて、その方面から質問があらうと思つて、今日以上申し上げまされども、今日の政府の輸出振興政策というものが、あまりにも税の特別措置にたよりすぎているのじゃないだろうか。この間まで現れた昭和二十八年から創設をされた制度については議論もなかつたと思つて、百億円に近い措置が行われることになりまして、次第に国民の中から新たな目で迎へられることになりまして、それだけに政府は、租税の特別措置だけにたよる輸出振興政策であつてはならぬといふことも当然に強まつてくると思つて、現状において

は、はなはだ私どもとしては政府の政策に遺憾の点が多いといふことだけを指摘しまして次の質問をいたします。第二に私、どうもこの法律案で最大の疑問は、この輸出所得の特別控除制度が行われてから今日まで、ずっと最近の輸出状況について検討してみたいのであります。また、政府からも今日までの輸出状況の概括について説明を聞きましたけれども、一統の特別控除制度がどの程度の効果があるかといふことは、的確に確認をすることができない。それは昭和二十八年以降輸出状況がながめてみまうといふと、かなり状況はよくなつておるとはいへますけれども、それは各般の政策の、対策の総合的な結論であつて、税における特例があつたから、これだけの結論になつたのだといふことは、なかなか説明がたいものである。きのうもこの効果について疑問を出しまして、政府では一体効果がどういふに具体的に現れてゐるかといふことを調査したところが、今日までにおきましては、委員会に對してもそれに適當な資料の提出もないといふことになりました。今日まで七十数億円、今度入れれば百億円に近い金額が輸出振興のために使われていながら、その効果がどういふふうになつたかといふ確認がないといふことになれば、ゆゆしき問題であると思つておるものであります。少くとも今日まで、三千に近い商社があるといわれまふが、そのうち大どころでは五億円程度の利潤があつて、大体その商社では、この税法上の恩恵で二千万円から三千万円の恩恵を受けていると仮定しますならば、政府はその二千万円

なり三千万円の金が輸出振興のためにどう使われてゐるだろうかといふことを監督し、調査する義務があるのじゃないか。大蔵省がいろいろな補助金を与へ、ある特定の団体に対して二千万円あるいは三千万円の金を使つたならば、それがどういふふうに使われてゐるか報告をさせることさやつてゐるでせう。ところがこの輸出振興といふ名目に隠れてしまつて、二千万円ないし三千万円の恩恵を与へながら、それがどうなつてゐるかといふ確認もないといふことは、国民の血税を使うのに、まことに無責任すぎることに私はなると思ふ。そこできのうも百億に近い税の恩恵を与へれば与へるやうに、その輸出商社は政府に對してどういふやうなことをしましたといふ報告をするくらい義務があるのじゃないか。政府でも、たとへば幾つかの商社について専門的に調べて、これこれの効果がありまふと具体的な数字をあげて、それが品質の面で、あるいは輸出振興の点で、あるいは企業内留保の点でどうなつてゐるというのを提出し、われわれに説明をできないうやうな、こういうふうな思ふのであります。この点について私は大蔵大臣は、今回この二十四億円の、当然入るべき税をいらないでもないことにした以上は、相當の覚悟があると思ふ。今後これらの輸出商社がどういふふうにかこの国民の税の負担の不公平をや、特定の恩恵を受けて、どれだけのことをしたかといふ報告をとるとか、あるいは政府が責任をもつて、こういうふうになつていきますという報告をわれわれにできる仕事をするとか、何かそんなやうなことをしてもらはない限りは納得で

せぬけれども、租税の特別措置によつて百億円使つておる。しかしその他の輸出振興政策においてもこれだけの予算をかけて、政府は国の基本政策として熱心にやつておるのだ、こういうことが単純比較の上からも明らかに成るのではないだろうか、そう思うわけでありまして、できればそれに要する経費についてもこの際お聞かせ願いたいと思つております。これが第一であります。

ト輸出に特別な延べ払いを設けて輸出をする、こういう各種のものを総合的にやる、こういうことであります。特に今ここで問題になっております輸出所得の特別控除制度であります。これは私も非常にやはり考慮を加へたわけでありまして、これが単に輸出業者の経理をよくする、それにとどまるといふことがあつては、これは相ならぬのであります。今日の貿易商社の海外等における各般の拡充に對して、いろいろと競争をしていくという上において、こういうことを考へてそして輸出を奨励させる、こういう見地に立つておるのであります。税の原則的な論議からいたしまして、いろいろと御意見もあらうと思つてあります。が、当面特に輸出を増加せしめる金融もつてやるという意味から、特に御審議を願つておるので、御承認を得たいと、かように考へます。

○平林剛君 私の質問に對してまづきり答へになつていない。これは栗山委員もおみえになりましたから、その方面から質問があると思つて、その方面から質問があらうと思つて、今日以上申し上げまされども、今日の政府の輸出振興政策というものが、あまりにも税の特別措置にたよりすぎているのじゃないだろうか。この間まで現れた昭和二十八年から創設をされた制度については議論もなかつたと思つて、百億円に近い措置が行われることになりまして、次第に国民の中から新たな目で迎へられることになりまして、それだけに政府は、租税の特別措置だけにたよる輸出振興政策であつてはならぬといふことも当然に強まつてくると思つて、現状において

は、はなはだ私どもとしては政府の政策に遺憾の点が多いといふことだけを指摘しまして次の質問をいたします。第二に私、どうもこの法律案で最大の疑問は、この輸出所得の特別控除制度が行われてから今日まで、ずっと最近の輸出状況について検討してみたいのであります。また、政府からも今日までの輸出状況の概括について説明を聞きましたけれども、一統の特別控除制度がどの程度の効果があるかといふことは、的確に確認をすることができない。それは昭和二十八年以降輸出状況がながめてみまうといふと、かなり状況はよくなつておるとはいへますけれども、それは各般の政策の、対策の総合的な結論であつて、税における特例があつたから、これだけの結論になつたのだといふことは、なかなか説明がたいものである。きのうもこの効果について疑問を出しまして、政府では一体効果がどういふに具体的に現れてゐるかといふことを調査したところが、今日までにおきましては、委員会に對してもそれに適當な資料の提出もないといふことになりました。今日まで七十数億円、今度入れれば百億円に近い金額が輸出振興のために使われていながら、その効果がどういふふうになつたかといふ確認がないといふことになれば、ゆゆしき問題であると思つておるものであります。少くとも今日まで、三千に近い商社があるといわれまふが、そのうち大どころでは五億円程度の利潤があつて、大体その商社では、この税法上の恩恵で二千万円から三千万円の恩恵を受けていると仮定しますならば、政府はその二千万円

きないのじゃないか。大蔵大臣の一つこの点についての今後の対策をお聞きしたいと思う。

○国務大臣(一萬田尚登君) 私と同じ考えを実は持つておるのであります。持つておつて、それが正しいと思ひます。が、しかし商取引のことでありますから、またそのやり方があまり煩瑣になるとかすると、かえつてこういう制度を設けて、その効果がない。こういうふうな、また角をためて牛を殺すということになるようにならぬとも言えぬ。それでその辺は慎重に、私はどういうふうにしたらいいか、これは業者とも十分相談をし、また通産省等において十分協力を願ふことにすればいいと思ふのですが、ただ言ひ得ることは、今後私は、この輸出所得の特例控除であります、この額の相当部分を企業内部に保留させるような行政措置をとることは適當であらう、かようにまあ考えております。と申しますのは、こういうことをやるのも、日本の商社が非常に力の強いもので、十分外国のいろいろな商社に対して対抗ができていくというふうなことであれば、私は、こういう措置は必要ないと思ふのです、何分にも戦後における日本の商社は力が弱い。それでまあこういうふうなことも考えておるというのでありますから、今申しましたような企業内部に保留させるという行政措置は適當であらう、私はそれほど別に何も商取引に差しさわりを与えるというとは思ひません。これは私今申し上げていいと思ひます。

○平林剛君 企業内に保留をさせる行政措置をとるということは、まあどういふことかわかりませんけれども、た

だ一片の通牒を出して、そしてこの程度は企業内に保留すべきだ、税で二千万円の恩典を与えたから、二千万円、企業内に留保するというようなことは、そういうことは申し上げませんけれども、少くともある程度は企業内に留保するとか、あるいは企業内に留保させるだけでなくて、それがますます輸出振興にいくものでなければ意味がないことになりす。そのためにこれが提案をされてきているのでありますから、やはりその確認も必要だ。單なる行政措置、これがどういふものであるか、私はわかりませんが、少なくとも報告をくらひのこをしなければ、通牒を出しつばなしになつてしまつては、確認ができないのじゃないのですか。私はやはりこの点については報告させるところまでいかなければ、百億円の金が生ききているのか死んでいるのか、單なる業者のいうだけになつていゝのか、そうでないかというところは、だれもわからないかということになりますので、今の行政措置といふことは、報告という義務、そういうことも含めてのお話でしようか。それを一つ明らかにしておいていただきたい。

○国務大臣(一萬田尚登君) 今申しましたように、私は考え方は、むしろ

こんごういうふうな恩典を与えるのですから、報告をとるか、いろいろそれはいいと思ひます。考え方はいいと思ひますが、ただ問題は、あまりそういうことをやることによつて、非常に煩瑣に事がついて、かえつて輸出の意欲を落すというふうなことがあつてもいいけない。またこのことはひとりこの輸出ばかりに限りません。そういうふう

なことによつて、すべてのものについてやはり同様な措置をとる必要も起つてくる。まあいろいろありますので、御意見は私原則的に異論はないのです、が、そういう實際的な影響をよく考え、検討を加へることにいたしたいと思ひます。

○平林剛君 どうも大蔵大臣は、今の御説明であります、まあ原則的には私の意見に賛成をしてくれているように思ひますが、今のお答えは、まるで輸出振興といふものは気分をやつていゝような感じになります、要するに、そういう報告を求めることが仕事に煩瑣になる。そういうことの結果、輸出の意欲といふものが消えるなんてことになれば、まるで輸出業者は恩典だけを受けて、それについての、恩典に對する、生かしたか殺したかといふことは業者の勝手である。そんなことをやましく言うならば、輸出意欲がなくなつてしまふぞといふことに言われて、それを認めているような大臣の言明ですね。これはやはり根本的に誤まりがあるのではないだろうか。二千万なり、三千万なりの恩典を受けた以上は、国策として全般的國民がそれを利用しているのですから、特定の人たちに対して百億圓に近い税の軽減をはかることを、税負担の不公平だと知りながら、国策のためにこらえているのだから、気分でもつて、それをやればうるさいことになるだろうなんてことで、理屈に合つていゝことをやらないといふことはこれはむしろ怠慢だと私は思ふのです。

○国務大臣(一萬田尚登君) これはまあ大蔵大臣としてはかたかくたかくいふことに必ずしも異論はないのであります

すが、しかし通産行政からみますと、やはりそこに實際の商売でありますから、いろいろ問題があらになるだろうと私は思つてゐるので、これは通産大臣の意見も十分聞かないといかないといふ私の考え方でありま。

○平林剛君 それじゃ通産大臣がお見えになつたらまたあとで。他の委員からもお尋ねがあるものだと思いますので、一応留保しておきます。

そこで第三にお聞きしたいことは、この輸出所得の特例の措置は、政府の提案説明によりますといふと、臨時の輸出振興措置と説明がされておりますが、これにはうそはないのでしようね。うそはないといふことはおかしなけれども、臨時の輸出振興措置として額面通り承わつていゝのでしようね。私はなぜこんなことを聞くかといふと、往々こういう場合の特例といふものは、その期限がきまつていゝと、輸出振興といふ名目にとらわれて、それ

に負けてしまつて、それが大義名分があるものだから、往々にして既得権的なものになつてしまふ。期限が参りま

あつたから、今度からなくなるのだといふことになる、いや、それでは輸出の振興がとまる、輸出の意欲がなくなる、と云つて、またそこから文句が出で参りますといふと、今日までの状態では、それに押されて結局それが恒久的な措置になつていゝのでしよう。そういういつも税の特例措置にはかり煩つた輸出振興になつてゐる、こういう傾向があると思ふのであります。今日その効果が明瞭につかむことができない、また将来において政府の研究の結果、まあこれは何と言つても偉大なる効果

があつたといふことになれば、これはまた別でありますけれども、今日の状態においては、的確な確証もない、なかなか今後においても私はつかむことがむずかしいのではないかといふようなことになりまといふと、今後国策の中心になるだけに、政府はこういうことだけに頼るような政策を持つておつたのではどうも困る。そこでそのためにも、やはりこの輸出所得の特例措置といふものは、やはり額面通り臨時の輸出振興措置として、それまでに一つ本格的な根本となる問題について考へてもらひ、期限がきたときにはこれを廃止する、本日ここに説明されてありますように、あくまで臨時の輸出振興措置であるといふこととしたいわけでありま。きのうも事務当局にそのことを聞きまして、まあ趨勢としてはまた一年なり二年延期になるかもしれま

せんねんといふことを言うものだから、そういうふうなことはどうも国会に對してうそを言つて、そうして通しておいて、またあとでもつて引き延ばしをやるということになる、といふことではあります、大蔵大臣としては提案理由の説明通り、臨時の輸出振興措置であるといふふうにお話し願へると思ふのであります、この点はいかがでしようか。もしそうだとするならば、昭和三十四年十二月三十一日期限がきたときには、これをもし廃止されたのでは輸出の意欲がなくなりまといふと、また延ばして下さいなんと言われないうちに、この切りの何かの方法を考へておかな

ければならない、そういう考えが、対策がないという、今日は臨時の輸出振興措置として関会にお願いをしていて、期限がくるという、もうそんなことを忘れてしまつて、輸出振興という名目によつたまゝ、さらにそのまま續けてもらいたいなんということになるおそれがあります。もし、これは臨時の輸出振興措置であると、こういうことであるならば、その切りかえのときにはどういうことを考えているかということがなければうそだと私は思うのであります。いかがでしよう。

○国務大臣（一萬田尚登君）　むろんこれは臨時の措置でありまして、これはもう申すまでもありません。そして政府はむろんこういうふうな特別の措置を好むものではありません。しかし一つの国家目的を達するために、今日のの場合において事情やむを得ず適切であると、こう考えるから出すのであります。同時にまた日本の貿易商社にしても、こういう措置にたよるといふような、そんなにいくじのないことじゃ絶対にならないと思います。これは私事情もよく承知しておりますが、そういうふうなことではとも今日まで日本の貿易がここまで伸びるということもあり得ないので、業者もこういう措置はある程度恥かしく思つておると思うのであります。ただしかし今日事情やむを得ないから、大いにやるために一つお助けを願いたい、こういうことなんですから、この期間の間、業者もそういう意識を持つてやれば、もう期限がくれば十分ひとり立ちができる、こういうふうに進んでいくことを確信いたしております。

ましては昨日のお答えが私非常に十分であつたというのを発見して、昨日訂正と申しますか、敷衍して申し上げたいと思います。お答え申し上げましたときに、今回の臨時措置による増加の分と、既存の分と両方合せて実は私感じを申し上げたものですから、ああいうお答えになつた、つまり全部を三十四年末に切つてしまふということにつきましては、相当激しい議論が出るのじゃないかという意味で申し上げたのであります。割増しの問題や、先日來申し上げておりますように、非常な緊急な必要に應じて、いわばたとえればカンフルというようなつもりでやつておるものでありますから、そういう際において、最も臨時的なものの分類に属するものとして考える、その点をあやを分けてお答え申し上げました。

○平林剛君 原局長のきのうの発言の中で、もう一つ私の納得のしがたいものがある。それは、この恩典を受けているところの商社の数と、おもなるものの名称ですね。提示してもらいたいと言ったが、その名称を明らかにすることがいろいろ差しつかえがあるような言明がありました。しかもそのときはAとかBでもいいと言いましたけれども、やはり一つの会社には二千万なり三千万なりの恩典を受ける、受けているということですね。それは国策として受けているのであり、当然国民の前に明らかにして、われわれは皆さん税負担の中からこれこれの恩典を受けて、国策として輸出振興のために努力をしているということは、これは一般の所得を隠すことや、あるいは所得調べをするのと違つて、やはりはっきりさしていいのじゃないか、どこの会

社ではとれだけの恩典を受けている、
どこの会社ではどうだということをあ
いまいにする必要はない。先ほど申し
上げたように、むしろこれは政府に対
してどういう経過になりましたという
報告をするくらいは義務がなければな
らぬというくらいのものでありますか
ら、その点についてもおそらくでき
るし、しなければならぬ性質のものだ
と思いますが、この点今お答えがな
くてもいいのですが、一つ研究されま
して、出せるものなら当然出してもら
いたい。きのうのにつけ加えて要求
しておきます。

で、大蔵大臣に第四の質問があるわけですが、この輸出振興、私は今のお答えのように、あくまで臨時の輸出振興措置としてこの法律案は承知をいたしたい、こう思っております。しかしこの輸出振興措置が八月から実施されているということはどうも理解しがたい。今日十一月、臨時国会に法律案が提出をされておる。われわれは現在の段階でいろいろ議論はあるけれども、臨時の輸出振興措置として認めようとする場合に、その法律が成立をしてから実施をするというのが建前でないければならぬ。しかるにこれは八月から実施をするとなつておる。きのうもこの点を議論をしたのでありますけれども、政府、事務当局の説明では、例の国際収支の改善をする緊急対策のときに、その一環としてこれが考えられた、そういう説明がございまして、八月実施ということをお願いしておるのだという説明は一応あつたのであります。が、どうも八月からするといふ根拠はそれだけでは理解しがたいものが

あります。大蔵大臣から、なぜ八月から実施をすることになったのか、十一月に実施をするということであればどういう影響があるのか、この点について大臣のお考えを一つお聞かせを願いたいと思います。

○**國務大臣**(**萬田尚登**君) この措置が輸出振興に役立つ、こういうふうに考えましたので、やはりそうなければなるべく早くからこういう輸出振興措置をした方がよからう、こういう見地から八月ということになったと私は考えております。

○平林剛君 大体その国際収支の悪化を来たしたというのは、これはだれの責任かというのは、今度の議会でもだいたい議論をせられたところであります。私どもの見解に従えば、政府の積極政策の破綻から国際収支の悪化を来たして、国民から激しい追及を受けておる、そうして政府はそのとき、やむを得ない窮余の策として輸出振興の措置として二十四億円の減収を覚悟してこの制度を考えられたものと思うのであります。すなわち政府の財政政策の失敗から、国民は、当然国庫の収入になるべき二十四億円を犠牲にしておるわけです。これは政府は二十四億円の減収を来たしたという意味でも重大な責任がある、こういうことになると思うのであります。しかもそればかりではありません。今日まで税の法律の中で、さかのぼって税金をとらなくなっている、しかもこれは十月すでに申告をしてあるのであるから、いろいろな手続をすれば税金の還付も受けることができ、至れり尽せりになっております。ところが今日までの税法のもとでは、こういうのは非常な悪例になるんじや

ないだらうか。今後と同じような問題が起きて、そうしてこういう措置をとられるということになります」と、これはしめしがつかなくなるんじゃないですか。税法上のさかのぼって課税をしないなんていう建前をこの機会に許してしまふということになれば、大蔵大臣今後一体どういうお考えで税法の取扱いをしていくおつもりですか。私はこれは非常な悪例になってしまふというおそれを感じておるのであります。で今日まで——青木先生もここにおられるし、大蔵委員会では税の取扱いについてはきわめて厳格であつて、そして税金についてはこれは国民の義務として、あるいは国民がそういう気持でもつて国家の経営をするという建前にならなければならぬことを、やたらさかのぼつていいんだなんていうことになり、万人納得のできるところの確証があれば、これはまた別でありますけれども、今日われわれ指摘しておりますように、かなりあいまいな点があつて、ただ抽象的な輸出振興というだけで、いawanやこれが出されたのは政府の失政の責任もあるということになりますと、そのために税法上の悪例を残すということは、これは二十四億や輸出振興という名目だけに限らない、もつと大事なものであるんじゃないだらうか、大蔵大臣としてはその責任はよほど痛感してもらわなければならぬと思うんです。同時に国会に対しても大へん失礼な話だと思ふですね。政府が自分で鶴余の一策としておやりになったことをそのまま議会に対しても押しつける、われわれはその政府の措置をそのまま承認せざるを得ないというよう

ことは、これはまことにだらしないが過ぎることです。国会に對してもですね、自分のおやりのなつたことをそのまま押しつけるということは、これはけしからぬ話だと私は思うのであります。以上の点について一つお考えを聞きたいと思ひます。

○國務大臣(萬田尚登君) ありがた御注意でありまして、大蔵大臣といひましては、いろいろ御趣旨の通りであります。この間二つにわたる理由と説明をして下さいと言つたら、なかなか苦しい答弁をなさつておる。そうしてこれは大蔵大臣が、いや政府が財政經濟方針という大綱で大体同じ線であるからと、まとめて提案をしたのだと、さういふことを言われましたけれども、さういふことは大蔵大臣の財政—施政方針演説の中には二つの法律案の説明があつたから、財政演説の中には一つになつてゐるけれども、法律案には一つにする必要はない。やはりこれは二つの法律案として議會に提出するのがほんとうではないだろうか。さういふ提出の仕方については私どもはしばしば疑問を持つておるわけですが、たとえば今日は原則的に承認しようと思つてゐるから無難でありますけれども、もしかりに議員の中に國民貯蓄組合の方は賛成であつて、輸出振興措置の方は反対であるといふことになつたときにはどういふふうにするのか。大体議員がでるだけ正しき意見の反映をできるような法律案の提出の仕方をすべきであるにもかかわらず、判断のしにくいような形でこゝろ提案をされる。これは私は今日提案をされた租税特別措置法の中に弱味があるのじゃないだろうか、弱味があるからどうも反対できないような形式で提案をしてあげば、まあ

○委員長(豊田雅孝君) 平林君、ちよつと申し上げますが、通産大臣は他の関係でだいたい急いでおられるようでありまして、通産大臣に対する質疑をなるべくこの際まとめて各委員ともお願いをしたらと思ひます。

○平林剛君 まあこれはいづれ各議院で相談をして、改めることはできないわけはないわけでありまして、最後にもう一つだけ大蔵大臣にお尋ねをいたしまして、私の質問を終わります。

法律の提案の形式なんでありまして。私はこの法律案の内容を見ますといふと、租税特別措置法等の一部を改正する法律案では、二つの内容が盛り込まれてゐる。一つは輸出振興の措置であり、一つは國民貯蓄組合法の一部改正である。この二つの法律の内容を一つの法律にまとめたといふことは非常に矛盾

があると思ひのであります。今度の議會で法律案提出をしたときは一つにまとめてありますが、先回の國會では、租税特別措置法と、それからやはり國民貯蓄組合法の一部改正の法律案が議論をせられまして、提案をするときは二つの法律案で提出をせられまして、きのうも少し意地悪な質問をしたのであります。今度一つにまとめた理由と、この間二つにした理由と説明をして下さいと言つたら、なかなか苦しい答弁をなさつておる。さうしてこれは大蔵大臣が、いや政府が財政經濟方針という大綱で大体同じ線であるからと、まとめて提案をしたのだと、さういふことを言われましたけれども、さういふことは大蔵大臣の財政—施政方針演説の中には二つの法律案の説明があつたから、財政演説の中には一つになつてゐるけれども、法律案には一つにする必要はない。やはりこれは二つの法律案として議會に提出するのがほんとうではないだろうか。さういふ提出の仕方については私どもはしばしば疑問を持つておるわけですが、たとえば今日は原則的に承認しようと思つてゐるから無難でありますけれども、もしかりに議員の中に國民貯蓄組合の方は賛成であつて、輸出振興措置の方は反対であるといふことになつたときにはどういふふうにするのか。大体議員がでるだけ正しき意見の反映をできるような法律案の提出の仕方をすべきであるにもかかわらず、判断のしにくいような形でこゝろ提案をされる。これは私は今日提案をされた租税特別措置法の中に弱味があるのじゃないだろうか、弱味があるからどうも反対できないような形式で提案をしてあげば、まあ

何とかこのところは切り離すことができないといふれば賛成してもらえないだろうなといふ、その政治的なかけ引きのために一つにしたような印象を受けるわけですね。で、しばしば御注意を申し上げておるわけでありまして、やはりさういふ内容をもつたものであるとするならば二つに分けて提出をして下さいと言つたら、今後さういふふうにしなすといふ言明がありながら、またさういふふうにする。この点はまことに私どもは遺憾であります。大蔵大臣はこの二つの内容をもつた法律を一つにしろといふふうに御指示なさつたのですか。それとも別な法律技術からおやりになつたのですか。一つ提案の最高責任者として、あなたの御指示でさういふことをやられたのか。もしさうだとすればはなはだけしからぬから、あなたの考えを一つ聞いておきたいのです。

○國務大臣(萬田尚登君) このことはただいま何か特別なさういふ作意をしてやつたのじゃないかといふようなことですが、これは実は私、今お話を聞いて初めて気がついたので、そんなことは毛頭考へておりません。ただ事柄が同じ方向にありまして、ともに租税の優遇措置でありましたから、それで私このことについては事務當局の一番いい方法をやれといふことを言っております。さういふふうと同じ方向で同じ優遇措置だからまあよろうといふことで、私むろん出しました責任はこれは私がむろん持つております。

○平林剛君 まことに事務當局といふのはけしからぬと思ひます。私は大蔵大臣の命令があつたからやむを得ずさういふ提案の仕方をしたのかと思つて、善意に解釈しておつたのでありますけれども、事務當局は大蔵委員會で要望されたことを何と心得ている。今度からさういふことをしないようにしてもらいたいといふことを要望しておきます。

○栗山良夫君 同僚議員からだいぶ貿易のことにつきまして熱心な御質問がございましたが、私もおそらく政府も御異存はなからうと思ひますが、もうこの辺で日本の輸出入をあらわして貿易政策といふものの基本をもう少し具体的に明確にして、政府も国会も、あるいはこれに關係する業者も生産者も一体になつて、貿易の促進、國際收支のバランスをとりながら日本の經濟の一意拡張に進んでいく、さういふ態勢を私は作るべきときが來てゐるのではないかと、さう考へます。そこで國際收支のバランスがくずれて、政府としてはだいたいあつてふためかれた傾向がありますが、さういふことも熱心に外貨の赤字解消のために、この春以來努力をしておられるわけですから、わが黨の要請いたしました臨時國會には相當具體的な施策といふものが開かせ願ひしております。ところが、現実にお聞きをいたしてみますといふと、私どもが傾聴しなければならぬような内容といふものがほとんどありません。今の税の若干の措置その他、二ありまするが、突つ込んだものはありません。私どもがほんとうにさういふ方がよろうと考へておられますような意味の施策といふものがないわけでありまして、そこで、幸いに、大蔵大臣及び當面の責任者であられる通商産業大臣が

お見えになつておられますから、御所から、政府はほんとうにお考えになつていないのか、あるいは考へておいては、われわれにまだお聞かせ願ひしていないのか、その点をひとつ少し明らかにしておきたい、さう考へるわけでありまして。

その具體的な問題に入りまする前に、貿易に對する腹がまゑと申しますか、さういふものについて、ちよつと二、三お聞きしたいと思ひます。まず第一に、先ほど大蔵大臣は、平林君の質問に答へられた中で、政府としてはいろいろ考へてゐる向きもあるんだが、しかし、商業に關することであるので、その意欲を減退させるようなことが起きては、結果において貿易を阻害することになるので、一定の限度がある、さういふ意味のことをおつしやいました。私もさういふことだとは思ひますが、しかしこれは非常に重要なことであつて、政府も、われわれも、また業者も、日本が生きていきますためには、何としても貿易をやる以外には道がないといふ、この結論を達成しようといふことと思ひます。さういふことは、官でありましようとも民でありましようとも、すべてがやはり公益に奉仕するといふ精神を貫いていかなければ、私はその目的を達しないと思ひます。さういふ公益に奉仕するといふふうな意味の精神といふものを、もう少し涵養していく、さういふ努力を私は全力をあげてしなけりやならぬと思ひます。具體的にさういふ努力は非常に欠けておるやうに私は思ひます。また、事実さういふ精神が業界にもないやうであります。

これをする必要があるかどうか、この点について、両大臣から一つお考えをまず伺いたい。

○国務大臣(一萬田商登君) 私は、貿易については、国のためといいますが、公けの点と、それから、業者が業者としてやはり利益をあげなくてはならない、いわゆるもうけということも当然考える、これが仕事を大いに振興させる原因にもなるのでありますが、これが両立していく、言いかえれば、業者が大いに輸出取扱いをふやしていくということは、業者に利益をもたらすし、それはまた国に利益をもたらす、これは私は良好だと思います。かように考えております。その点については、業者もそのつもりでやっております、私はさように考えております。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 輸出につきましては、国民全体が輸出優先主義という気持を持っていかねければならぬと思います。それにつきましては、やはり国内の消費をできるだけしぼりして貯蓄をして、一品でも外国に輸出するという国民運動を起さなければならぬと思います。その点につきましては、商工会議所も非常に共鳴いたしておりまして、今後国民運動の展開をやるというふうに、来年度の予算等につきましても考えております。さらに、今度業者の問題であります、通産省におきましては、輸出会議というのを産業別にもしようというやうなことをしております。そして、輸出目標をきめていこう。また、その最高方針としましては、最高輸出会議というのがあるものであります。従来の最高輸出会議には、日銀の總裁が入っておりますが、

ほとんど團體だけの会議であります。今回、私その構想を全然やめまして、各産業別の輸出会議におきまして、民間の人に会長になつてもらつて、そうしてその会長が集まりまして、また團體全体で、最高輸出会議を、実は十五日にその最高輸出会議の日取りをきめておつたのであります。そうして民間の人に責任体制をもつてもらつて、輸出に対するいろいろな隘路とか、意見交換もやり、また今後の指導という面につきましても種々決定するといふような意味合で、従来の構想を変えまして、責任を民間の人に十分もつてもらつていふ体制に変えて、輸出会議をやるといふようにいたしておるわけでありまして。

○栗山長夫君 私が御質問申し上げました趣旨は、今通産産業大臣にお答えいただいたやうな、そういう輸出入の貿易の事務的処理の問題ではないのであります。大蔵大臣にややお答えいただきまして、私は極端に申しますならば、少くとも輸出あるいは公益的な輸入といふやうな仕事に従事する者については、ほんとうに公益の精神に徹して行われ、もちろん私は利潤を上げたいというものは申ししております。これは大蔵大臣がおっしゃる通りであります。当然公正なる報酬といふものが要求せられるのは当然でありましよう。その中で、公益に奉仕するといふ精神が徹底して貫いていかれるならば、私は輸出入については、カットから物言いがつかない範囲内において、最大限の保護助成政策をとつていいと思ふ。私はそうすべきだと思ふのでありますけれども、遺憾ながらそういう状態にないものですから、今

のやうなことをお尋ねをいたしましたわけでありまして。そういう確固たるやうなことをいたしておりましたとよくわかりませぬので、もう少し突っ込んでお聞きをいたします。

まず第一に、輸入関係のことでありまして、今輸出は、大体当初の予想通りに進んでいるといふことでありますので、これをさらに飛躍させるためには、相当の努力が要するでありましよう。従来の態度ではいかないことはわかりましよう。これはあとでお尋ねをいたすといひまして、輸入の面について二、三お尋ねしたい。輸入の場合に、これもちよつと弾問答をいたして、最も注意をしなければならぬことは、最小の外貨で最大の経済価値を輸入するといふことが、私は大原則でなければならぬと思ふので。ところが、そういう大きな輸入業務に携わる関係において、少し放緩政策といふか、浪費政策といふか、そういうものがありはしないか、この点を政府は十分チェックしてなさつておるかどうか、これをまず伺いたい。と申しますことは、なぜ私はそういう疑問をもつておるかとお尋ねするといふと、最近巷間伝えられるところは、輸出に懸命な努力を払うより、輸入に狂奔した方が、利益がよけいあるのだ、こゝういふことが言われているのを聞いております。また事実私どものところへ、最近外部からいろいろのパンフレットが参ります、そのパンフレットによりまして、輸入の場合に外貨を使うのは、あまりにも營利本位、あまりにも金もうけ本位で狂奔いたしましたために、それほどま

でに外貨を使わなくても取得でき得るやうな物資を、不当な価格で輸入をしておる、そういうやうな実績があるの、日本の貿易政策のために警告を発するといふやうな、そういうパンフレットも参つております。きよう私持つておりますが、おそらく大蔵省へも通産省へもそういうものは行つていと思ひますから、百も御承知だと思ひます。そういうことについて、輸入貿易といふものについてチェックをせられたことがあるか、これに対してどういふ対策をおとりにならうとしておるか、この点についてお伺いしたい。そういうことは全然懸念がないとお考えになりますか、懸念がある、あるならばどうする、その点をお伺いしたい。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 輸入につきましては、御承知のやうに外貨の割当等をやつておりました、不要不急のものにはやらぬといふやうな態度でやつておりますことは御承知の通りであります。外貨予算につきましても、物の値上りを来たさない範囲内におきまして極力押えてやることは御承知の通りであります。ただ各国との協定等におきまして輸入をしない輸出ができないといふやうな場合があります。バナナ等におきましては、台湾のバナナを輸入しなければ輸出ができないといふやうなこと、あるいはまた優先外貨、特別外貨の使用につきましては、ある程度もうかると思ひます、われわれとして不要不急と考えられても使用せざるやうな面も出て参るのでありますけれども、そういうものにつきましても、われわれとしては極力押えていくといふ方針をとつて参ります。

たし、とるつもりでおります。先ほどのお話の通りに輸出は非常に努力をしなければならぬ、輸入は国内におきまして、案にもうかるといひますが、輸出のやうな努力が必要でない。従つて輸出振興につきましては、ただいま御審議を願つておるやうな輸出所得の控除とか、税法上の特典、あるいはまた市場開拓その他につきまして、今後われわれとしては極力国が予算を取り、輸銀その他を通じて今後努力をいかなければならぬ。従来も入れては参りましたが、さらに特段の努力をして進めていかなければならぬ、かように考えておるわけでありまして。

○栗山長夫君 どうも私のお尋ねしておりますところの真意をおわかり願えないやうに思ひます。今の通産大臣の御答弁で、不要不急のものは入れないといふやうなことをおっしゃいましたが、これは当り前のことであります。それからバナナ等の場合のやうに優先外貨の問題もあれば、貿易上若干不必要なものも入れなければならぬ、こんなことは私は百も承知しております。そういうことではない。私の何つておるものは、同じ必要なものを輸入する場合においても貿易の精神といふものが貫かれていないために、金もうけ本位に流れて、経済価値を日本に持つてこられるものが、そういう工合になつていないのじやないか、そこをお気づきになつていないかといふことをお尋ねしておるわけです。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 私はどうも御質問の趣旨がはつきりしないのですが、現在外貨を割当てておりますのは、極力要度の高いものからいたし

まして、それ以外にただもうかるというだけで入れるなり、また入れさせておるといふことはないのであります。

○栗山良夫君　そういうことを言っているのではない。急に必要があつて、急に入れないならならぬものでも、それをほんとうに自分の家庭のために最大に値切つて、そうしてぎりぎり決着の値段で輸入するといふような、われわれが家庭の品物を商店で買つてくるような、そういう態度で輸入ができてないのじゃないか、個人々々のポケットのことを考えて、外貨の浪費というものは行われていないか、そういう事実はないかとお尋ねしておるわけですよ。

○国務大臣(前尾繁三郎君)　われわれとしては外貨の相場なりその他を考へまして、ぎりぎり決着の最小限度の外貨を割当てる、これは従来から変らぬ方針であります。甘い査定で外貨を割当てるというふうなことは考へておりません。

○栗山良夫君　そうしますと、あなたがおっしゃいますが、現にそういうことが繊維局の行政の中にあつて、繊維局が手を打たれたことは御存じでありますか、そういうでたらめな答弁では困るのですよ、こちらは真剣に聞いているのですから。

○国務大臣(前尾繁三郎君)　繊維局でそういうことがあつたことを私は聞いておりません。

○栗山良夫君　この問題は保留します。私はとにかく貿易の問題を真剣に聞いているのですよ。この法案を通すために聞いているのでもあるけれども、もう少し真剣な立場で私は聞いています。通産大臣、そういう態度

で御答弁なろうとは……、私も幾らか勉強してきているのですよ。あなたの答へになつたくらいのことなら私も答へします。そういう意味ではないのです。

それから第二に伺います。私は日本の将来の輸入の問題を考へて非常に頭が痛く思つておられます。これは、食糧の輸入であるとか繊維品の輸入であるとか、日本人の生活必需品の問題につきましては、幸いに豊年が続いたり、あるいは合成繊維の発達等によりまして、消費人口がふえているにもかかわらず、一応頭打ちをしている。この点は私は大へんけつこいなことだと思つております。しかし一番問題なのは、やはり何と申しまして、エネルギー資源の輸入は大へんなものであります。経済報告書を見ても、今までは繊維が輸入品のトップを占めておりましたが、今度は逆転しまして石油がトップになつてゐる。輸入額の最高は石油です。これに石炭を入れればもつともなりまして、こういうこと

であります。この経済企画庁の報告によりまして、昭和五十年になればエネルギーの輸入は二十二億ドルぐらゐになるだらう、こゝ言われております。そういう膨大なエネルギーを輸入しなければならぬという時代になれば、これはよほどな輸出をやつたところで、私は日本経済は追つつかないと思ふ。そこでそういうエネルギーの自給自足態勢といふものについて、ある意味のこれは輸入抑制になります。通産省としてどういふお考えを持つか、また電力の問題につきましては、これも私はよく承知いたしております。最近原子力発電会社もいよいよ

よ充足をいたしまして、そういう意味でも電力エネルギーの問題においては考へられております。しかし石油と石炭の問題は別でありまして、一つの例としてお尋ねをいたしますが、石炭の場合、昭和五十年度には七千二百萬トンの出炭計画といふものを通産省はお持ちになつて、このために縦坑の開発といふことを鋭意おやりにならうと思つておられます。しかし私は石炭の鉱山地帯を若干知つておりますが、一番問題になるのは温存鉱区がたゞさんございまして、全然手をつけていない鉱区といふものがある。これは北海道に特にありますが、ある。九州の方は群小鉱区が入り乱れておつて、せつかく縦坑を膨大な投下資本をもつて開発いたしました。でも、百パーセントの効率をあげるということができない状態である。従つて当然ここに石炭鉱区の調整、縦坑を中心にしての調整といふことをやらなければ昭和五十年七千二百萬トンという出炭計画、さらにエネルギーの輸入抑制のためにも私は役立たなくなるのじゃないかという工合に考へて、これも真剣に考へておりますが、これについて通産省大臣はどういふお考えをお持ちになつてゐるか、これを伺いたい。

○国務大臣(前尾繁三郎君)　電力その他のエネルギー資源……(栗山良夫君「電力はいいです」と述べ)電力につきましては省略いたします。石炭の問題だけに限つて……、ただいまお話を七千二百萬トンを目標にしておりまして、それにつきましては、現有の炭鉱につきまして極力合理化を促進していくといふことも必要であります。しかし仰せの通り新炭田の開発と

いうことも考へていかなければなりません。幸いにフランスから調査団も参りまして、その報告も間もなく出ると思ひます。そういうような機会でありまして、實際問題として、民間の業者の方も新炭田の開発といふことについて非常に気運が盛り上つてきております。この機会を私はぜひつかまえて今後の開発をやつていかなければならぬ。それにつきましては長期の財政資金といふような問題につきましても、十分心配をしていかなければなりません。またたゞいまお話のように鉱区の調整といふようなことにつきましても特段の措置をとつていかなければならぬといふふうに考へてゐるのであります。ただいまのいろいろ鉱業権に關する措置だけでも相当やり得る余地はありますが、さらに検討し、新炭田の開発のしやすさといふことを

たゞいま鋭意検討いたしております。

○栗山良夫君　そこで、大体考へておられるといふお話でありますから、鉱区調整、これは縦坑の百パーセント能率稼働の場合、金を融資するとかしないとかいふ問題じゃない。融資しなければ縦坑はできませんから、融資をして、縦坑ができたときに、その縦坑に百パーセントの稼働をさせるためには、鉱区に手をつけない限りはできないわけですよ。その鉱区に手をつける用意ありやいなやといふお尋ねをいたしましたところ、考へておるといふお話であります。どの程度にお考えになつておるか、強権発動によつて鉱区の調整をやるという御意思をお持ちになつておるか、あるいは業者の自主的な調整に待つといふお考えであるか、その辺の構想がどの程度具体的にしておるか、

あるいは石炭の合理化法があります。こゝういふものもいづれは改正をしなければならぬ時期に私はきておると思ひますが、そういうものとの関連において、どの程度真剣にお考えになつておるか、これを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(前尾繁三郎君)　ただいまの現行法におきましても、鉱区の交換あるいは譲渡につきましては、通産局長が勧告をすることができるといふふうになつておるのであります。それから隣接しました鉱区につきまして、いわゆる鉱区の増減につきましては勧告をすることもできますし、また業者同士が協議を求めるといふようなこともできるわけでありまして、協議が整わぬときあるいは協議ができないとき、これはまあ政府が決定することができると考へておりますが、これらの活用もさることありますが、さらに足りない点がありはしないかといふようなことを検討いたしておるものであります。

○栗山良夫君　私がお尋ねしておるのは、やらなければならぬといふことはわかりましたから、そこでそれを政府が石炭合理化法の改正等をもつて法律的に乗り出されるか、あるいは新しい立法措置を講じて鉱区の調整をおやりになる意思があるか、その辺まで要するにこれは法制化しなければできないと思ひますが、そこまでのお考えをお持ちになつておるかどうかということなんです。

○国務大臣(前尾繁三郎君)　要すれば法律も改正し、また資金の問題もありませんので、あらゆる面で検討いたしております。

あるいは石炭の合理化法があります。こゝういふものもいづれは改正をしなければならぬ時期に私はきておると思ひますが、そういうものとの関連において、どの程度真剣にお考えになつておるか、これを伺いたいと思ひます。

○栗山長夫君 これはいつごろまでに用意せられるわけですか。次の通常国会に間に合いますか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) できれば通常国会に間に合いたいというつもりであります。

○栗山長夫君 それから次に、第二としまして、輸入の問題で私は大きな意味で考えておりますことは、日本の技術の自主性と申しますか、これは大蔵大臣にぜひお聞きを願っておきたいと思ひますが、技術の革新ということはどういう工合にお考えになつておるか。最近の海外の技術は——日本は戦争のためにギャップができて、十年間というものは日本の産業界が世界の技術水準に追いつくために血みどろの努力をせられましたことにつきましては、私は敬意を表します。そうして私どもも外国をずっと一回り回りまして、機会の許す限り各産業界の設備を見て参りましたが、日本の産業界そのものはそんなに私は劣つていないという自信を深めて参りました。しかしながらその間にどういふことがあるかと申しますと、たゞいま日本は、これは一種の輸入でありまして、外国技術のための使用料を年に一億ドルくらい払つておる。それから技術導入のための機械の輸入が大体年に二億ドルくらいあります。合計三億ドルくらいあるわけがあります。しかもこういふことが現在ストツプの傾向を持つておりません。ますます外国の技術に飛びつき、外国の技術をそのまま金銭を對象として、なまで輸入をしようという傾向が強まつております。これは日本の産業界のために私は非常に大きな問題だと思ひます。そこで何とかして日本

の技術というものが世界的なレベルに日本人の力で維持していけるような工合にしなきゃならない。これは政府の大きな責任だと思ひます。そういうことを真剣にこのごろ考えておる。それでたとへて申しますと、なぜ外国がそういうような新しい技術を次々と育てていくことができるかと申しますと、アメリカ等におきましては、大抵売り上げの三割から五割くらいの研究費というものを抽出しておる。自分の工場の研究室にそれだけの金を投入して、何らかの社会に貢献し得る新しい発明はないものかというところで狂奔しておるわけですから、その成果が次々この技術の革新となり、その技術革新のジュースを日本がどんどん金を出して輸入しておるといふのが今日の現状であります。そこでちよつと試算をしてみますと、たゞいま日本では一番大きな会社である日立製作所——総合重工業といわれております日立製作所の売り上げは年に大体六百億円でありまして、そうすると三割として十八億円、五割とすれば三十億円です。それだけの金をアメリカは自分の工場でどんな研究に使つておる。日立がそれだけ使つておるかといふことは、おそらく私は實際調べておりませんが、使つていないと思ひます。十八億とか三十億という金は使つていない。日立すら使つていない。他は日本の産業会社といふのは小さいのでありますから、そういう小さな会社が自力で世界的なレベルに達するような技術の研究をするというような余地はないと思ひます。そこで何とかしてこれをやるためには基礎研究から、応用研究から、実用化まで一貫して世界的な新しい技

術、また国民生活の増進に非常に重要な技術、あるいは輸出のためにどうしてもやらなければならぬ技術、そういうものについては相当な金をかけて、そうして国家が世界各國におくればとらぬような研究部門というものを私は開く必要がある、こういう工合に考えるわけですから、これはなまやさしい金ではできないと思ひます。聞くところによりますと、今度新技術開発機関法とかいふのを作つて十億円金を出して毎年七千万円ずつ補助金を出して、それでこの目的を果そうということでありまして、そんな小さな規模で、あれだけ膨大な金を使つて研究しておる海外の技術を追い越さんというところはとうてい夢にも考えられない。これは将来長い間にわたつて、日本の輸入を抑制し、将来日本の産業界にたくさん労働市場を作つていく前提にもなるわけでありまして、そういうことを、これは金の方の責任者である大蔵大臣なり、あるいは産業界の責任者である通商産業大臣はお考えになつておるかどうか、これを一つ伺いた

い。○国務大臣(前尾繁三郎君) 通産省としましては、たゞいまお話の通りいろいろ外国技術の導入に金を出すことは、必ずしもこれはいいことではあります。国内の技術を発展させるという意味で鋭意考えておるわけでありまして、予算も極力ふやしてやらうというふうになつておるのであります。従来から言ひますと、これまでになつて研究の補助金を出したの額は三十五億程度であります。それによつて民間資金が二百数十億程度導入されたわけでありまして、そういうようなことではまだまだ不十分だというふうに考えております。今後の大蔵省との折衝におきましても善処して参りたい、かように考えます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 私全く同じような考えでございます。実は私はこのことについてはずっと、もう数年前になります。日本の経団連に、経団連といふものは、その大きな科学研究所を持たなければならぬ、それで一つそういう面の参謀本部みたいなところを作つたらどうかということを私ですめたのですけれども、思うようにいきませんでした。それで、その考えを私受けまして、科研、大河内さんのやつておつた、その科研等困つておりましたので、それを財界からも金を出させまして、ある程度体裁を整えてきたのですが、今度、まあいろいろと従来もそういう趣旨で考えてきたのですが、やはり日本の財政が少いためにゆとりがないので思うようにいきませんでした。しかし今回は、別に私は大きなことを言うのでは決してありません。総合的に考えなければなりません。しかし、この科学技術の振興といふことだけは一つ、あなたのおつしやつたようなことでなくして、なるほどと思はれるようなことは考えていきたい、かように考えておる次第でございます。

○栗山長夫君 おつしやつたようなことではなくてというのは、どういふことですか。

○国務大臣(一萬田尚登君) 今よく聞き取れなかつたかも知れませんが、周遊つておつたらお許し願ひたいのですが、何だか三億とかどうとかといふ、こんなちつづけなものでどうなるかといふようなおしかりでございます。たが、そのことを私は申し上げたのであります。

○栗山長夫君 それでは、もう一ぺん繰り返して申し上げますが、それは三億ドルなんですよ。外国技術の使用料と技術導入のために使つていく機械の輸入、そういうものは三億ドルも毎年払つておる。これは日本で完全に技術の独立をすれば要らなくなる。それだけいろいろ節約になり、そのためにはアメリカは三割から五割の研究費をかけて会社が自分でやつておる。例をとれば、日立では六百億の売り上げがあるのだから、十八億から三十億くらいの研究費を投入してしかるべきなんだけれど、これはやつていない。それだけのことでは、おそらく日立ですらできないことだから、それより以下の零細な日本の産業界の個々に求めることは無理だから、国としてそういう新技術の開拓に対する雄大な研究機関というものをこしらえて、そして外国の技術に頼らなくても、日本がどんどんと推進していけるような、そういう方途を講ずるのは政府の責任ではないか。政府はおやりのなる意思がないか、こういうことをお尋ねしたのです。

○国務大臣(一萬田尚登君) いや、それは三億ドルのその点に對しましては、ただ先ほどちよつと、何か政府の金の出し方が非常にしつたたれのようなお話がありましたように聞きましたから、そういうことじゃなければ、それはけつこうでございます。何も私、この予算で何だか困らせるようなそんなことはみじんも考えておりません。考えておりますが、しかし今日、科学技術の振興ということとは、日本とし

てどうしても私は考えなければならぬ、考えるべきだと、かように考えておられますから、その点は頭に入れて予算を組むということだけは申し上げておきます。

○栗山眞夫君　そこで、科学技術庁で新技術開拓機関法というようなものを用意されて、次の通常国会には提出したい、政府が十億円投資をして、毎年補助金を七千万円ぐらいつづ出して、新技術の開拓をやりたいという御構想があることを私ちよつと聞いておるのですが、そういう事実があるかどうか。それから、私は、そんなちつぽけな子供だましのようなもので絶対に外国の技術を追いつくようなことはできないと思います。やるなら一ぺんに百億か二百億を出して本式なことをやらなければだめだと思ひますが、むだな金を使うようなことはないか、その辺の構想を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君)　今おっしゃられるような構想は、私は前から存じております。で、これは私は、一つ今度は各方面の有力な権威ある意見も徴しまして、ほんとうに一つ自分で考えて参りたい。これはむしろ客観情勢にもよりますが、これは今後の日本の、大きくいえば動向、運命に関するようなことかもしれないから、一つ考えていきたい。しかし同時に、一挙にどうするということは、やはりこれは国の力に限界がありますので、今すぐアメリカのするようなことを、ロシアのするようなことをやれといつても、それはさか立ちしてもできない。そういう常識はずれなことはできませんが、常識的に考えてもなるほどというようなことは考えていきたいと思ひます。

○栗山眞夫君　それではその問題は通常国会の宿題にいたします。

それから、その次に輸出の問題について二、三点お伺いしたいのでございませう。輸出の問題は、政府の答弁は、輸入を押えて輸出をふやすのだと、こういうことで、しごく簡単にいってしまつておるが、私は、輸入を抑制するよりも、輸出を促進するということがより困難だと思ひます。現在予定の通り行つてゐる、大体計画通り進んでおるとおっしゃつたが、それをさらに上回つて、あるいは三〇%であるか、四〇%であるか知りませんが、伸ばすということ、これは容易ならぬことであると思ひます。そこで、そういう容易ならぬ事態にあるにかかわらず、政府の輸出に關する政策というものは、きわめて根がないように私どもは感ぜられていたし方がないもので、それからこの二、三の点について伺つておきたいと思ひます。

それです。最初に、この法案にも直接關係があるわけでございますが、ただいまの政府の輸出促進政策というものは、ある意味においてこれは輸出の助成政策をとつてゐる。助成政策で事足りるというより、なにかあるような気が私はいたします。そんなことではとても輸出は伸びるものではない。まず項目別に一つずつお伺いいたしますが、その一つは、安売りの防止というのを政府はほんとうにおやりになる意思があるかどうか。先ほど日本の商品を国際物価水準に合わせなければならぬといふことをおっしゃいましたが、実際に日本の商品はプラント物から雑貨物まで、全部外国と比較して高い。私はそれは考えない。高い物もあるでしょうけれど

も、實際使用価値から考えてみて、外国と同じ性能、同じ効果を持つておつて、外国よりはるかに安い物品が日本にはたくさんある。そういうものまで一律に、日本の物価が国際水準より高い高いといふことで押し流されておると思いますが、そういう分析の仕方ではよくないので、高い品物と安い品物を明確に区別すべきである。そしてその中で国際水準よりはるかに安い品物が出た場合に、外国から日本へ殺到しておるバイヤーにめちやくちやにたたかれて、そして日本の国内で過当競争をやる、海外でも過当競争をやる。こういうことによつて、日本人が汗みどろになつて作つた商品の相当な部分の利益を全部外国バイヤーにポケットされるような、そういう今の輸出のやり方は厳に改めなければならぬと思ひます。そういう点についてどういふふうに考えておられますか。

○国務大臣(前尾繁三郎君)　お話の通りに機械類のプラント等におきましては、日本の物価が非常に高い。しかし雑貨、繊維等につきましては、これはアメリカ等に比べて決して高いとは思つておりません。むしろ安売りをやると、あるいはまた過度に集中し過ぎるという弊害が出ておることは御承知の通りであります。それに対しては、御存じの通り輸出取引法によりまして価格の規制なり出荷規制をやつておるほか、輸出貿易管理令でございませうか、そういうものによりましていろいろ承認をいたしまして、その承認によつて、安売りをやつてはいけないといふような規制措置をいたしておられます。また、輸出するメーカーの段階につきましては、従来中

小企業安売法というよりなものによりまして規制をやつておるのであります。これは御承知の通り、今回審議を願つておられます中小企業団体組織に關する法律で商工組合等に移行することになるために、それらの施行の万全を期しまして、極力安売り、あるいは過当の競争をやめていくように指導して参りたいと思ひます。

○栗山眞夫君　私は、今まで中小企業安売法があつたり、今度の団体法で商工組合ができると、そういう一応の法的措置で今のことが防げる、こういうことをおっしゃられるのですが、これが防げない。防いでいないからこゝろが御質問を申し上げるのです。防いでいないからこゝろです。たとへば一例をあげますと、過日も業界で問題になつておるミシンの輸出はどうですか。日本輸出ミシン調整組合連合会、これが輸出協定価格実施状況についてずっと調査をしたところが、数字は間違つておるかもしれませんが、十一万六千五百二十台の中で協定違反をやつたのが三万五千九百九十九台、三二%が協定違反である。それで、いよいよこれではいけないといふので調整組合連合会が、何かその連合会の規約によつて罰則の適用をやつて、そういう違反行為をやつたものを若干は取り締まるのと思ひましたところが、話し合ひによつて不問に付してしまつた。不問に付したといふことは、結局そういう協定違反をやつてダンピングのような乱売をしても、一向にとがめられないといふ、これは一つの事実なんです。これは通産大臣御承知かどうか知りませんが、そういうことがありました。もう一つの例は、双眼鏡であります。日

本輸出双眼鏡調整組合というのがあります。これが乱売をやつた。乱売をやつたから、いよいよ中小企業安売法の二十九条を発動してこれを取り締まろうとしたところが、組合が分裂してしまつた。そうしてやはり安売りをした方が勝ちといふことになつた。こういうことは事實を知つてゐるから、あなたが国会で淡々と御答弁をなさるが、その御答弁をなさることだけでは、ほんとうの日本の輸出促進にはなりませんといふことを申し上げておるのです。

○国務大臣(前尾繁三郎君)　お話の通り、調整組合におきましては、ほとんどうと、また実効が上らぬといふところがある。今度の団体法に切りかえようといふところでありまして、団体法によりまして、従来の職員が監視をするといふばかりでなしに、組合の監視によるということでありまして、それで実効が上るというのがこの団体法のねらいであります。また、われわれとしましては、罰則の適用につきましては、いろいろ検査庁には申し出ておるのでありますが、なかなかその実態がつかみにくいのであります。それをまあ十分発動しようといふのが今度の団体法のねらいであります。私はまあ今後この運営によつて強力に過当競争を押えていきたい、かように考えておるのであります。

○栗山眞夫君　私は大蔵大臣にお尋ねいたしますが、これは最初に戻らなければならぬ。これは最初に戻らなければならぬ。幾ら法律を作つても、ほんとうに生産者なり貿易業者が、輸出というものは国家の経済的な運命をかけてゐるのだ、そういう精神的な訓練

がなければ、そうして、日本の労賃なり、あるいは生産設備を酷使してせつかく作り上げた品物を、みずからこわして、過当競争をして外国へ売り渡す、そういうようなことをやれば日本のために不利益だといふことがほんとうに認識されなければ、輸出の真価は出てこないのです。そういう意味で、私は一つの大きな政府の、これは非常にむずかしいことではあるけれども、ただ、おれのところは法律を作っているのだからこれでうまくいきますよと、そういう答弁だけでなくして、もう一步突っ込んだ政策というものが必要じゃありませんかといふことを私は申し上げておるのです。この点、私は今の通商産業大臣の御答弁ではいささかも満足できませんが、大蔵大臣はどうですか。そういうことはお考えになりませんか。

○国務大臣(一萬田尚登君) まことにごもっともな何ですが、そのために政府も、特にこの通産省におきましては、輸出最高会議といふものを、業者を入れて、各業種別の委員長も入れて、国家目的をよく理解させ、協力させる、こういう体制をとっておるわけでありまして、業者におきましては、決して私は、国のこういうような使命といふものに関心が薄いといふことはないと思います。同時に、しかしまた、そういうふうな業者を向けるためには、私は日本のこの経済から見まして、やはり西ドイツなんかやるようには、国内における消費といふものを要当にして、そして輸入して、輸出を大いにふやす——なぜ輸入は輸出よりもうけが多いかといふと、国内に持つてくれば高く売れるから、国内で消費さ

れるという点にあると思います。特に国内消費といふものを、何も抑制するわけではありませんが、妥当のところを第一にするようにして、輸出に自然に商品が流れていくという態勢をとらなければなりません。それには今後の金融政策といふものが重大になってくるので、今後資金といふものについても計画性を——資金の中に計画性を与えるにはいかにすればいいのか、私は金融の性格からして、輸出すればいいと思います。が、一体どうすれば、お前たち輸出タタというが、業者としてはどういふ具体案を持つておるか、また、できるとしても限界はどこにあるのか、それをどう振りさせるということでも、金融機関のすべてに、これは資金審議会、それから日本銀行、それから全国銀行協会と、すべてに問題を提起しまして、至急にそれについて答申をするようにといふことを求めております。その結果を見まして無理のないようにする、そういうような方法もやはりとりなければならぬ、そういうふうなことは私は大体いじやないかと思ふ。私一つ考えてもらわなければならぬのは、特に輸出振興が今後日本の経済を左右する、あるいは国民生活もそれによつて左右されるわけですから、ドイツあたりを見ると今日外貨を五十億以上持つておる。手持ちしている。日本でしたら、おそらく五十億も外貨を持つていたら、なぜ使わないうか、大蔵大臣はそんなばかことをするな、と言われぬかもしれない。たつた十億近く持つていても、持つていて何にするのか、けちんぼうというふうなことを言うのですけれども、そんなわけにいかない。外貨を持つてい

が、しかしドイツは輸出を振興する。それではよその国が困ります。国際協調という点からいへばどうかと思ひますが、ドイツあたりは今日外貨を五十億持つて放さないのですよ、なかなか。そうして輸出超過によつて外貨に外貨を蓄つておいて、その資金でもつてさらに輸出増大のために金を使つていく、そして民間資金は使わぬようにしておく、こういうふうな政策をやつておる。これは私は今後大いに日本として学ぶべきではないかと思つております。そういうふうにするつもりです。どうぞよろしくお願いいたします。

○栗山眞夫君 大蔵大臣は、消費の抑制、貯蓄の増進を一生懸命おっしゃるけれども、私はそれは異議ないが、しかし何です、私はいつもあなたが信用されませんから、政府の書類を出しておるのですが、三十二年度を見ましても、控えぎみだった消費水準の上昇と書きまして、神武景気だったけれども、消費は非常に少なかった、しかも貯蓄が大へん伸びましたといふことを書いておるのです。あなたのお説の通りになつてゐるわけですか。だから決して神武景気に比例して日本人が消費生活をうんと上げて貯蓄を少くしたといふことはないので、ちゃんとこれに書いてある。活字に数字をあげて書いてある。従つて、そういうことはもう国民が良識でよくわきまえて実行しているのだから、ちつとも心配は要らない。それよりも、もっと輸出を上げたり、中小企業の近代化の方に熱を入れられるべきだと私は思ひます。それではだいたい時間がたちましたから……。

○委員長(豊田雅孝君) 申し上げますが、両大臣とも一時にどうしても行かなければならぬところがありますから、その点どうぞ……。

○栗山眞夫君 まだこういうことで、ずいぶん具体的な貿易のことをだいたい用意しておつたのでお聞きしたいのですが、大体私の考へている片りんをおわかり願つたと思うのです。またたくさんありますから、時間が許せばお聞きしたいのですが、はなはだもつて失礼だが、通産大臣は御就任早々ではあるけれども、貿易政策に対してきわめて不熱心であるのか、まだ勉強しておられないのか、あるいはこれから勉強をされるのか知りませんが、ありきたりの、その辺で演説されるような御答弁では、輸出の増進、輸入の抑制はできないといふことを私は痛感いたしましたので、いづれまた通常国会のときにいろいろとお尋ねをいたしますから、一つよろしく願ひいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 他に御質疑ございせんか。

○平林剛君 先ほど留保した質問について通産大臣のお答えを聞きたいと思ひます。

ただいま議題になつておりますのは、御承知のように輸出奨励のための臨時の特別措置であります。これは昭和二十八年に創設されてから今日まで、昭和三十一年前の部分が約七十八億円で、今回の法律案で二十四億円の減収を来すことに相なるわけでありま。結局国民としては租税の負担の公平という原則を、輸出振興という政策のためにがまんをする法律になるわけでございます。それだけにこの輸出振興のための税の特別措置が、正し

く輸出の振興に使われたい限りは、なかなか国民は納得するものではないことは理解をいただけたと思ふのであります。そこで、先般来からいろいろ議論をしておつたのでありますけれども、今日まで百億圓に近いところの輸出所得の特別控除制度の結果、一体その効果はどういうふうな具体的に現れてゐるのだろうか。われわれは、租税の原則を政策によつて破つて百億圓に近い金が減収になつておる。しかしその効果がどうなつておるかといふことがなかなか的確につかむことがむずかしいのであります。しかし、むずかしいからといって、これがつかめないうことになつてしまつと、ただ輸出振興という名目だけで何か一部の特定の業界に対して恩恵を与えるという結果になりまして、まことに好ましくないこととなる。今日まで説明を聞いたところでは、どうも的確に確認をすることが困難であるという結論しかございせんが、通産大臣は、今日までこの効果について具体的に調査を進められたことがございせんか。もし調査がしてあるなら、何か具体的に私ども納得できるような資料をお持ちして説明していただけないものかどうか、この点の一つ第一に御質問いたします。

○国務大臣(前尾繁三郎君) ただいまお話のような調査は今までやつたことにはありません。ただ効果といふ問題になりますと、先ほど来いろいろお話が出ましたように、輸出は非常にむずかしいが輸入は割合案にやれる。輸出に努力をしなければ輸出ができない。そうではあります。御承知のように昭和二十九年以後は、大体四億ドル

つくらしい輸出がふえて参つてきておるのであります。そういう面から見ますと、この措置が非常に輸出促進に役立ってきたという事は事実だと思ひます。しかし、今度さらに輸出所得の増除の恩典を拡充いたすにつきますと、もとよりこの金が、あるいは用途を制限するとか、あるいは留保させるとか、そういうような、そこまでやりますと、かえつて輸出の面において、そんなことを言うならあまりありがたくないというような声が出て参ります。従つてこれは行政指導で、これを輸出振興策に使つてもらいたいということは今後強く打ち出して、そうして行政指導でやつて参りたい、かように私は考へておるのであります。場合にによりましては、お話のように、従来よりいろいろに使われておるかという調査もいたしたいと思つております。

りがたかつたので、重ねてその点についてお尋ねをいたします。

同時に今の御答弁で、さような調査をしたり、あるいは企業内で留保をせよというようなことをすると、業者の方には、そんなことをするならありがたくないということになつて、輸出の意欲がそこなわれるというお話がありましたが、もしそれがほんとうであるとするならば、こういう制度をおやめにした方がよい。調査をされたり、企業内に留保するということより行政指導をやたらやかましくやられるとありがたくないというなら、大してこれは輸出振興のために役立つてないということにも相なるわけですから。私はそういう程度のものであるならば、何も租税の原則を破つてまで租税特別措置を認める必要はないのじやないか。今の言葉でどうも聞き取りがたい点がございまして。そんな程度ならば、一つこれはすぐやめてもらつた方が早いと思つて。私もそれはそういう意味で、今後の政府の行政指導が正しく行われて、そして輸出振興のために少しでも役立つならば、いろいろ議論はあるけれども、まげて承認しようかどうかというところ、今あるわけなのであります。この二つの点について、もう一度御見解をお聞かせ願ひたい。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 輸出所得の増除の制度そのものは、たとえば市場開拓準備金とか何となく、そういうものとはちよつと違つて、従つて、これを留保するなり、あるいは用途を指定するといふ制度であるかどうかについて、疑問を持つておられます。ただ先ほど私が申し上げたのは、業者が、われわれがそこまで干渉しようということになりまして、そういうことを言つておる向きもありませんので、従つて、これはやっぱり業者に輸出をしてもらわなければならぬのでありますから、その輸出意欲を阻害しないという範圍におきまして、調査をするなり、あるいは行政指導をしていかなければなりません。これを検査して、そしてびしびしやつていくというわけには参らないのであります。要するに善導していくという意味におきまして調査もし、また指導もして、しかもこういふふうに使つてもらいたいというふうに思つております。

○平林剛君 そうなると、先ほど大蔵大臣や、昨日までの政府の説明と大きな食い違ひが出てきておるわけですね。きよりの通産大臣は、この租税特別措置によつて免除を受けた百億圓に近い金額が、輸出振興のために役立っております。あるいは役立たせるように行政措置をとるといふお話をございました。ところが、今の通産大臣が、これに對して疑問を感じているということであつては、政府内部の意見は不統一であります。大蔵大臣は、これについて企業内に留保するやうな行政措置をとるといふお話がありましたので、私は一応納得しておつたのであります。が、今の責任者である通産大臣がこれに對して疑問を持つておられるということ。答弁が食い違つておるわけであり

○平林剛君 私は政府にしてみれば、かなりの程度の恩典を与えておいて、その行方がどうなつていくかという調査をなさらないといふことは適當ではないと思つて。特に百億圓に近い金額でございまして、それだけの恩典を与えてあるならば、当然国民に對しても、輸出振興のためにこれこれのことをしたといふことを報告する義務がむしろあると思つて。政府としてもそれについての確に調査をし、それが正しく輸出振興のために使われるといふ行政指導がなくてはならぬ、こう思ひますので、今後においては一つ調査を進めてもらひたい。そして、それが當然の義務ではなからうか、こういうことを指摘しておるわけでありまして、今のお答の末尾に、今後調査をすると言つたのであるか、ちよつと聞き取

○国務大臣(前尾繁三郎君) 輸出所得の増除の制度そのものは、たとえば市場開拓準備金とか何となく、そういうものとはちよつと違つて、従つて、これを留保するなり、あるいは用途を指定するといふ制度であるかどうかについて、疑問を持つておられます。ただ先ほど私が申し上げたのは、業者が、われわれがそこまで干渉しようということになりまして、そういうことを言つておる向きもありませんので、従つて、これはやっぱり業者に輸出をしてもらわなければならぬのでありますから、その輸出意欲を阻害しないという範圍におきまして、調査をするなり、あるいは行政指導をしていかなければなりません。これを検査して、そしてびしびしやつていくというわけには参らないのであります。要するに善導していくという意味におきまして調査もし、また指導もして、しかもこういふふうに使つてもらいたいというふうに思つております。

○平林剛君 そうなると、先ほど大蔵大臣や、昨日までの政府の説明と大きな食い違ひが出てきておるわけですね。きよりの通産大臣は、この租税特別措置によつて免除を受けた百億圓に近い金額が、輸出振興のために役立っております。あるいは役立たせるように行政措置をとるといふお話をございました。ところが、今の通産大臣が、これに對して疑問を感じているということであつては、政府内部の意見は不統一であります。大蔵大臣は、これについて企業内に留保するやうな行政措置をとるといふお話がありましたので、私は一応納得しておつたのであります。が、今の責任者である通産大臣がこれに對して疑問を持つておられるということ。答弁が食い違つておるわけであり

○国務大臣(前尾繁三郎君) お聞きしたところ、大蔵大臣の言つておられたことと私は一つも違わぬと思つたので、そういうふうにはわれわれは行政指導をしていきたい、ただ、制度としてそういうわけではなかりしたものを作るといふわけではないのであります。要するに、これは行政指導をやつていくとい

○平林剛君 じゃどういふ行政指導をなさいますか。その点を一つ明らかにしてもらひたい。

○国務大臣(前尾繁三郎君) これは輸出所得を受けておる人に、一々あるいは輸出会議なりにおきまして、こういふふうに使つてもらいたいといふことで指導していくのであります。

○平林剛君 どうもきつめて抽象的なお話でありまして、われわれは、何のために百億圓に近い税の恩典を輸出業者に与えておるのかかわらない。結局、どうも政府は何か輸出業者をこわしものに触れるやうな形でもつて、それは輸出は大へんむずかしいかもしれませぬけれども、国策としてこれを行ひ以上は、輸出業者がせつかくこの恩典を受け入れ、それを輸出振興のために使われないとすれば、これは国会に對しては詐欺行為なんです。もしこのお金を単なる利潤のために使うといふことならば、われわれを欺くことになつて、やほりこの点は厳格に輸出振興のために使われなければならぬはずじゃありませんか。それに対して、そんな抽象的な行政指導だけで、どうして輸出振興の達成ができるのか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) まあ優先外貨や何かにしても、これはいろいろ恩典であります。輸出所得の増除とい

○平林剛君 じゃどういふ行政指導をなさいますか。その点を一つ明らかにしてもらひたい。

○国務大臣(前尾繁三郎君) これは輸出所得を受けておる人に、一々あるいは輸出会議なりにおきまして、こういふふうに使つてもらいたいといふことで指導していくのであります。

○平林剛君 どうもきつめて抽象的なお話でありまして、われわれは、何のために百億圓に近い税の恩典を輸出業者に与えておるのかかわらない。結局、どうも政府は何か輸出業者をこわしものに触れるやうな形でもつて、それは輸出は大へんむずかしいかもしれませぬけれども、国策としてこれを行ひ以上は、輸出業者がせつかくこの恩典を受け入れ、それを輸出振興のために使われないとすれば、これは国会に對しては詐欺行為なんです。もしこのお金を単なる利潤のために使うといふことならば、われわれを欺くことになつて、やほりこの点は厳格に輸出振興のために使われなければならぬはずじゃありませんか。それに対して、そんな抽象的な行政指導だけで、どうして輸出振興の達成ができるのか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) お聞きしたところ、大蔵大臣の言つておられたことと私は一つも違わぬと思つたので、そういうふうにはわれわれは行政指導をしていきたい、ただ、制度としてそういうわけではなかりしたものを作るといふわけではないのであります。要するに、これは行政指導をやつていくとい

○平林剛君 じゃどういふ行政指導をなさいますか。その点を一つ明らかにしてもらひたい。

○国務大臣(前尾繁三郎君) これは輸出所得を受けておる人に、一々あるいは輸出会議なりにおきまして、こういふふうに使つてもらいたいといふことで指導していくのであります。

○平林剛君 どうもきつめて抽象的なお話でありまして、われわれは、何のために百億圓に近い税の恩典を輸出業者に与えておるのかかわらない。結局、どうも政府は何か輸出業者をこわしものに触れるやうな形でもつて、それは輸出は大へんむずかしいかもしれませぬけれども、国策としてこれを行ひ以上は、輸出業者がせつかくこの恩典を受け入れ、それを輸出振興のために使われないとすれば、これは国会に對しては詐欺行為なんです。もしこのお金を単なる利潤のために使うといふことならば、われわれを欺くことになつて、やほりこの点は厳格に輸出振興のために使われなければならぬはずじゃありませんか。それに対して、そんな抽象的な行政指導だけで、どうして輸出振興の達成ができるのか。

○平林剛君 どうもきつめて抽象的なお話でありまして、われわれは、何のために百億圓に近い税の恩典を輸出業者に与えておるのかかわらない。結局、どうも政府は何か輸出業者をこわしものに触れるやうな形でもつて、それは輸出は大へんむずかしいかもしれませぬけれども、国策としてこれを行ひ以上は、輸出業者がせつかくこの恩典を受け入れ、それを輸出振興のために使われないとすれば、これは国会に對しては詐欺行為なんです。もしこのお金を単なる利潤のために使うといふことならば、われわれを欺くことになつて、やほりこの点は厳格に輸出振興のために使われなければならぬはずじゃありませんか。それに対して、そんな抽象的な行政指導だけで、どうして輸出振興の達成ができるのか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) お聞きしたところ、大蔵大臣の言つておられたことと私は一つも違わぬと思つたので、そういうふうにはわれわれは行政指導をしていきたい、ただ、制度としてそういうわけではなかりしたものを作るといふわけではないのであります。要するに、これは行政指導をやつていくとい

○平林剛君 じゃどういふ行政指導をなさいますか。その点を一つ明らかにしてもらひたい。

○国務大臣(前尾繁三郎君) これは輸出所得を受けておる人に、一々あるいは輸出会議なりにおきまして、こういふふうに使つてもらいたいといふことで指導していくのであります。

○平林剛君 どうもきつめて抽象的なお話でありまして、われわれは、何のために百億圓に近い税の恩典を輸出業者に与えておるのかかわらない。結局、どうも政府は何か輸出業者をこわしものに触れるやうな形でもつて、それは輸出は大へんむずかしいかもしれませぬけれども、国策としてこれを行ひ以上は、輸出業者がせつかくこの恩典を受け入れ、それを輸出振興のために使われないとすれば、これは国会に對しては詐欺行為なんです。もしこのお金を単なる利潤のために使うといふことならば、われわれを欺くことになつて、やほりこの点は厳格に輸出振興のために使われなければならぬはずじゃありませんか。それに対して、そんな抽象的な行政指導だけで、どうして輸出振興の達成ができるのか。

○平林剛君 どうもきつめて抽象的なお話でありまして、われわれは、何のために百億圓に近い税の恩典を輸出業者に与えておるのかかわらない。結局、どうも政府は何か輸出業者をこわしものに触れるやうな形でもつて、それは輸出は大へんむずかしいかもしれませぬけれども、国策としてこれを行ひ以上は、輸出業者がせつかくこの恩典を受け入れ、それを輸出振興のために使われないとすれば、これは国会に對しては詐欺行為なんです。もしこのお金を単なる利潤のために使うといふことならば、われわれを欺くことになつて、やほりこの点は厳格に輸出振興のために使われなければならぬはずじゃありませんか。それに対して、そんな抽象的な行政指導だけで、どうして輸出振興の達成ができるのか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) お聞きしたところ、大蔵大臣の言つておられたことと私は一つも違わぬと思つたので、そういうふうにはわれわれは行政指導をしていきたい、ただ、制度としてそういうわけではなかりしたものを作るといふわけではないのであります。要するに、これは行政指導をやつていくとい

○平林剛君 じゃどういふ行政指導をなさいますか。その点を一つ明らかにしてもらひたい。

○国務大臣(前尾繁三郎君) これは輸出所得を受けておる人に、一々あるいは輸出会議なりにおきまして、こういふふうに使つてもらいたいといふことで指導していくのであります。

○平林剛君 どうもきつめて抽象的なお話でありまして、われわれは、何のために百億圓に近い税の恩典を輸出業者に与えておるのかかわらない。結局、どうも政府は何か輸出業者をこわしものに触れるやうな形でもつて、それは輸出は大へんむずかしいかもしれませぬけれども、国策としてこれを行ひ以上は、輸出業者がせつかくこの恩典を受け入れ、それを輸出振興のために使われないとすれば、これは国会に對しては詐欺行為なんです。もしこのお金を単なる利潤のために使うといふことならば、われわれを欺くことになつて、やほりこの点は厳格に輸出振興のために使われなければならぬはずじゃありませんか。それに対して、そんな抽象的な行政指導だけで、どうして輸出振興の達成ができるのか。

○平林剛君 どうもきつめて抽象的なお話でありまして、われわれは、何のために百億圓に近い税の恩典を輸出業者に与えておるのかかわらない。結局、どうも政府は何か輸出業者をこわしものに触れるやうな形でもつて、それは輸出は大へんむずかしいかもしれませぬけれども、国策としてこれを行ひ以上は、輸出業者がせつかくこの恩典を受け入れ、それを輸出振興のために使われないとすれば、これは国会に對しては詐欺行為なんです。もしこのお金を単なる利潤のために使うといふことならば、われわれを欺くことになつて、やほりこの点は厳格に輸出振興のために使われなければならぬはずじゃありませんか。それに対して、そんな抽象的な行政指導だけで、どうして輸出振興の達成ができるのか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) お聞きしたところ、大蔵大臣の言つておられたことと私は一つも違わぬと思つたので、そういうふうにはわれわれは行政指導をしていきたい、ただ、制度としてそういうわけではなかりしたものを作るといふわけではないのであります。要するに、これは行政指導をやつていくとい

○平林剛君 じゃどういふ行政指導をなさいますか。その点を一つ明らかにしてもらひたい。

○国務大臣(前尾繁三郎君) これは輸出所得を受けておる人に、一々あるいは輸出会議なりにおきまして、こういふふうに使つてもらいたいといふことで指導していくのであります。

○平林剛君 どうもきつめて抽象的なお話でありまして、われわれは、何のために百億圓に近い税の恩典を輸出業者に与えておるのかかわらない。結局、どうも政府は何か輸出業者をこわしものに触れるやうな形でもつて、それは輸出は大へんむずかしいかもしれませぬけれども、国策としてこれを行ひ以上は、輸出業者がせつかくこの恩典を受け入れ、それを輸出振興のために使われないとすれば、これは国会に對しては詐欺行為なんです。もしこのお金を単なる利潤のために使うといふことならば、われわれを欺くことになつて、やほりこの点は厳格に輸出振興のために使われなければならぬはずじゃありませんか。それに対して、そんな抽象的な行政指導だけで、どうして輸出振興の達成ができるのか。

○平林剛君 どうもきつめて抽象的なお話でありまして、われわれは、何のために百億圓に近い税の恩典を輸出業者に与えておるのかかわらない。結局、どうも政府は何か輸出業者をこわしものに触れるやうな形でもつて、それは輸出は大へんむずかしいかもしれませぬけれども、国策としてこれを行ひ以上は、輸出業者がせつかくこの恩典を受け入れ、それを輸出振興のために使われないとすれば、これは国会に對しては詐欺行為なんです。もしこのお金を単なる利潤のために使うといふことならば、われわれを欺くことになつて、やほりこの点は厳格に輸出振興のために使われなければならぬはずじゃありませんか。それに対して、そんな抽象的な行政指導だけで、どうして輸出振興の達成ができるのか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) お聞きしたところ、大蔵大臣の言つておられたことと私は一つも違わぬと思つたので、そういうふうにはわれわれは行政指導をしていきたい、ただ、制度としてそういうわけではなかりしたものを作るといふわけではないのであります。要するに、これは行政指導をやつていくとい

○平林剛君 じゃどういふ行政指導をなさいますか。その点を一つ明らかにしてもらひたい。

○国務大臣(前尾繁三郎君) これは輸出所得を受けておる人に、一々あるいは輸出会議なりにおきまして、こういふふうに使つてもらいたいといふことで指導していくのであります。

○平林剛君 どうもきつめて抽象的なお話でありまして、われわれは、何のために百億圓に近い税の恩典を輸出業者に与えておるのかかわらない。結局、どうも政府は何か輸出業者をこわしものに触れるやうな形でもつて、それは輸出は大へんむずかしいかもしれませぬけれども、国策としてこれを行ひ以上は、輸出業者がせつかくこの恩典を受け入れ、それを輸出振興のために使われないとすれば、これは国会に對しては詐欺行為なんです。もしこのお金を単なる利潤のために使うといふことならば、われわれを欺くことになつて、やほりこの点は厳格に輸出振興のために使われなければならぬはずじゃありませんか。それに対して、そんな抽象的な行政指導だけで、どうして輸出振興の達成ができるのか。

うのはやはり恩典でありますから、これはこれに絶対に使つて——まあ使わなければ詐欺行為だといふようなところまでいってやる制度じゃないのであります。しかし、これはその趣旨を、本来の趣旨に従つて使つてもらいたいといふことは、これは当然行政指導としてやつていいことだと思ひます。従つてわれわれとして、この輸出會議を通じて、あるいは各業者を通じて、その控除の恩典が輸出振興のために使われるように仕向けていくということをお願いしております。

○平林剛君 もし輸出振興のために使われなかつたら、政府の責任はどうなるのですか。

○國務大臣(前尾繁三郎君) これは奨励策でありまして、まあ従来におきましてやつておりますが、そのために——これだけのことはあります。年々四億ドルの輸出がふえて参つた。これは一つのやはりこの恩典があることが非常に役立っております。現美問題として、その使用方法で縛らなくても輸出振興策にはなるのであります。さらにその金が今後の輸出振興に使われるように、ことにこの機会において、われわれは行政指導をやつていきたい、こういうことを申し上げておきます。

○委員長(豊田雅孝君) 他に御質疑はございませんか。

○平林剛君 どうも通産大臣の答弁は、今までの法律案を審議して参りました質疑と違つた精神で理解をしておるやうであります。私ども、先ほどから強調しておりましたやうな

点を、もう少し政府の部内においても統一をされて、法律案の建前のように実行することが必要だ。衆議院でも、だからこれは法律案を改正して、この法律案の中に、業者がその分は輸出振興のために使わなければならないとか、あるいは企業内の留保にどの程度はしなければならないという義務づけをしよつかという議論もあつたのであります。そうでないといわれれば、みすみ業者を甘やかしてしまふといふことだけになる。まあ非常に問題点が含まれておるものでありますので、時間もございませぬから、ちよつと私はこの辺で質問を中止しておきまして、休憩をして相談をさせてもらひたいと思ひます。

○委員長(豊田雅孝君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記開始。
暫時休憩いたします。午後二時半より再開いたします。

午後一時二十六分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた〕

十一月九日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、福島県に国立たばこ試験場設置の請願(第一四号)
- 一、必需食品原料塩の販売価格引下げに關する請願(第一五号)
- 一、酒税引下げに關する請願(第一九七号)(第二一五号)(第二二七九号)(第二五九六号)(第二五九七九号)(第二五九八八号)(第二五九九九号)(第六〇〇号)(第六〇一〇号)(第六〇二二号)(第六〇三三三号)(第六〇四四号)(第六〇五五号)(第六〇六六号)

- 六号)(第六〇七号)(第六〇八号)(第六〇九号)(第六一〇号)(第六一一号)(第六一二号)(第六一三三三号)(第六一四四号)(第六一五五号)(第六一六六号)(第六一七七号)(第六一八八号)(第六一九九号)(第六二〇〇号)(第六二二二二号)(第六二四四号)(第六二五五号)(第六二六六号)(第六二七七号)(第六二八八号)(第六二九九号)(第六三〇〇号)(第六三一一号)

- 一、塩取納価格引下げ中止等に関する請願(第三〇七号)
- 一、たばこ耕作者の耕作権保障等に関する請願(第三七八号)(第三七九号)(第三八〇号)(第三八八号)(第三八二二号)(第三八三三三号)

- 一、日本不動産銀行拡充強化に関する請願(第四七九号)

第五号 昭和三十三年十一月一日受理
必需食品原料塩の販売価格引下げに關する請願
請願者 東京都中央区新川二ノ四 全国味噌工業協会の河村五郎

紹介議員 木下 友敬君
現在原塩の輸入価格は二等品(包装品)でトン当り四千五百円であるにかかわらずその売渡価格はトン当一万四千円であり、その差額はほぼ一萬四千円、国内塩もその売渡価格が引き下げられていないので、味噌、漬物、水産及び醬油の各業界はこの差額を生産工程のなかで吸収することができない上に、業界の競争が激しいため経営は困難に立至つてゐる。根本的な塩業政策の立場から日本専売公社の塩会計の運営に要する経費を食料塩のみに多く負担させることなく他の工業用塩との均衡を考へ、また国内塩の増産に伴う国内塩の合理化を考慮に入れて、必需食品の原料塩(味噌、漬物、水産及び醬油)の現行販売価格の引下げを即時実施するため、適切な措置を講ぜられたとの請願。

第一四号 昭和三十三年十一月一日受理
福島県に国立たばこ試験場設置の請願
請願者 福島県田村郡三春町南町四田村地方町村議會議長会内 永井盛久

紹介議員 田畑 金光君
福島県は全国有数の葉たばこ生産県であり、とくに輸出向としての松川葉の生産は全国第一位をしめてゐるが、葉たばこ生産の国家的見地から、また生産者の生産意欲養成の見地からも現在県において施設しある県立たばこ試験場をすみやかに国立に移管する措置を図られたとの請願。

第一九七号 昭和三十三年十一月一日受理
酒税引下げに關する請願
請願者 福岡県糟屋郡志賀町志賀島 坂下正二郎外三十一名

紹介議員 吉田 法晴君
酒類の価格は、不当に高率なる酒税によつて、国民大衆の購買力とはなはだしくかけはなれた高値なものとなつており、国民生活を不当に圧迫してゐるから、酒税が一穀物水準と均衡のと

れる線まで、酒税率を引き下げられたとの請願。

第二一五号 昭和三十三年十一月二日受理
酒税引下げに關する請願
請願者 福岡県宗像郡津屋崎町津屋崎 豊村喜八郎外三十二名

紹介議員 吉田 法晴君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第二七九号 昭和三十三年十一月二日受理
酒税引下げに關する請願
請願者 大分市新川東 坂田茂男外十九名

紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第五九六号 昭和三十三年十一月五日受理
酒税引下げに關する請願
請願者 岡山県英田郡美作町巨勢一、六八六 須田清一郎外千九百九十九名

紹介議員 島村 軍次君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第五九七号 昭和三十三年十一月五日受理
酒税引下げに關する請願
請願者 福岡市大学通二ノ三〇 永江隆三外千九百九十九名

紹介議員 常岡 一郎君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第五九八号 昭和三十一年十一月五日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 福岡市輝国町五六七
原口恵三外千九百九十九名

紹介議員 野田 俊作君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第五九九号 昭和三十一年十一月五日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 神奈川県平塚市平塚
二、二二六 白砂信三
外千九百九十九名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第六〇〇号 昭和三十一年十一月五日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 茨城県那珂郡那珂町大
字松二九三 坪寅之介
外千九百九十九名

紹介議員 武藤 常介君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第六〇一号 昭和三十一年十一月五日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 兵庫県西脇市塚口町
飛田一外千九百九十九名

紹介議員 稲浦 鹿蔵君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第六〇二号 昭和三十一年十一月五日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 福岡市築院堀入町二一
吉富三郎外千九百九十九名

紹介議員 山本 經勝君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第六〇三号 昭和三十一年十一月五日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 群馬県利根郡白沢村大
字高平 阿部平寿外千九百九十九名

紹介議員 土田国太郎君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第六〇四号 昭和三十一年十一月五日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 新潟県新発田市東町丙
四九 市島長松外千九百九十九名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第六〇五号 昭和三十一年十一月五日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 高根県松江市西茶町一
ノ二二 米村貞雄外千九百九十九名

紹介議員 小瀧 彬君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第六〇六号 昭和三十一年十一月五日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 新潟県柏崎市本町三ノ
七八四ノ一 時侯秀雄
外千九百九十九名

紹介議員 西川弥平治君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第六〇七号 昭和三十一年十一月五日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 島根県松江市石橋町三
一 原田友厚外千九百九十九名

紹介議員 佐野 廣君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第六〇八号 昭和三十一年十一月五日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 群馬県前橋市飯塚町七
四二 山本勝外千九百九十九名

紹介議員 最上 英子君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第六〇九号 昭和三十一年十一月五日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 埼玉県浦和市前地町三
ノ一二三 渡辺幸吉外千九百九十九名

紹介議員 大沢 雄一君 関根 久蔵君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第六一〇号 昭和三十一年十一月五日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 岡山市西中山下一七六
河内正美外千九百九十九名

紹介議員 神原 亨君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第六一一号 昭和三十一年十一月五日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 岡山市内山下九 川上
恵三外千九百九十九名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第六一二号 昭和三十一年十一月五日受理

酒税引下げに関する請願(二通)

請願者 群馬県吾妻郡中之条町
大字下沢渡 割田美由
外三千九百九十九名

紹介議員 伊能 芳雄君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第六一三号 昭和三十一年十一月五日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 茨城県水戸市大坂町二
八三 小貫幸枝外千九百九十九名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第六一四号 昭和三十一年十一月五日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 宮城県仙台市荒浜北町
五一 末永良一外三千九百九十九名

紹介議員 高橋進太郎君 堀 末治君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第六一五号 昭和三十一年十一月五日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 高知県吾川郡伊勢町
三、〇六〇 西岡寅太
郎外三千九百九十九名

紹介議員 堀見 俊三君 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第六一六号 昭和三十一年十一月五日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 埼玉県浦和市大谷場七
九ノ二 小池篤松外三千九百九十九名

紹介議員 小林 英三君 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第六一七号 昭和三十一年十一月五日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 徳島県那賀郡羽浦町大
字岩脇 貴志博外千九百九十九名

紹介議員 三木與吉郎君 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

とができるようすること、(七)再査定及び再鑑定の制度を合理化することの実現を図られたことの請願。

第三七九号 昭和三十一年十一月四日受理
たばこ耕作者の耕作権保障等に関する請願(三通)

請願者 福島県石川郡平田村大字上遠田 宗像辰光外千二百一名

紹介議員 江田 三郎君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第三八〇号 昭和三十一年十一月四日受理
たばこ耕作者の耕作権保障等に関する請願(三通)

請願者 兵庫県加西郡加西町別府内三二 山田政治外百二十四名

紹介議員 野溝 勝君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第三八一号 昭和三十一年十一月四日受理
たばこ耕作者の耕作権保障等に関する請願(十一通)

請願者 福島県田村郡船引町大字遠山沢字神之内三三九 吉田兼雄外千百九十八名

紹介議員 田畑 金光君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第三八二号 昭和三十一年十一月四日受理
たばこ耕作者の耕作権保障等に関する請願(二十一通)

請願者 福島県田村郡船引町大字石沢字上作之内 樽井豊治外千六百二名

紹介議員 大河原 一孝君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第三八三号 昭和三十一年十一月四日受理
たばこ耕作者の耕作権保障等に関する請願(三十七通)

請願者 岩手県江刺郡江刺町梁川字小屋敷二九八 菅原一二外二千八百四十八名

紹介議員 平林 剛君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第四七九号 昭和三十一年十一月五日受理
日本不動産銀行拡充強化に関する請願(六通)

請願者 東京都港区芝南佐久間町一ノ五五全国中小企業振興会内 松沢準人

紹介議員 青木 一男君 赤松 常子君 清澤 俊英君 天田 勝正君 東 隆君 勝俣 稔君 小山邦太郎君

日本不動産銀行は、国民的要望を担つて本年四月一日から発足し、中小企業者に不動産を担保として長期の貸付を行うわが国唯一の特殊銀行であるだけに、借入希望者が殺倒し、十月末までの申込累計は百七十六億円に達しているのにひきかえ同行で貸付けた金額は十月末現在で約四十億円となつてい

る。しかるに資金量は出資金十七億五千万円、準備金八億円、銀行から借入金二十二億五千万円合計四十八億円の資金量であり、従つて貸付金を差引くと手持残高はわずかに八億円のみにて年末をひかえて資金不足で動きがとれない状態にあるから、中小企業者の福祉のため、すみやかに不動産銀行の資金の増強、拡充強化の措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十一年十一月十六日印刷

昭和三十一年十一月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局